#### 平成27年12月市議会定例会提案説明

本定例会に提案いたしました諸議案の説明に先立ちまして、所信の一端 を申し述べさせていただきます。

#### 1. はじめに

東京圏への人口の一極集中と地方の人口減少が進行する中で、本市は、 若者を地方へ呼び戻すための定住や雇用・就業環境の確保、まち・むらの 賑わいづくりを最重要課題と位置づけ、本年9月30日に、県内4市のト ップを切って「鳥取市創生総合戦略」と「鳥取市人口ビジョン」を策定し ました。

本市が取り組む地方創生では、「全国トップクラスの暮らしやすい田舎」を目指すこととしており、「学ぶ」、「暮らす」、「働く」、「楽しむ」といった4つのキーワードに沿った施策の強化を図りながら、「郷土愛を育み 人がつながる まちむら創生」を実現してまいります。

この総合戦略と合わせて「第10次総合計画」の策定作業も順調に進んでいます。総合企画委員会では熱心な議論をしていただいているところですが、先月4日から24日まで、基本構想と基本計画のパブリックコメントを実施し、47件の貴重なご意見をいただきました。今回の総合計画では、9次総の人を大切にし、住み慣れた地域でいきいきと安心して暮らせるまちづくりの理念は踏襲しつつ、更に戦略的な企業誘致や地域資源の活

用、自立した自治体経営といった視点を強化し、シティセールスの推進、 ふるさと・いなか回帰の促進、情報通信技術・ビッグデータの活用、ファ シリティマネジメントの推進といった施策を盛り込み、「鳥取市を飛躍させ る、発展させる」をまちづくりの理念としたいと考えています。今後は、 来年1月に行われる総合企画委員会からの答申を踏まえて、最終の基本構 想案を作成し、2月定例市議会に提案させていただく予定です。

この総合計画の新たに強化した視点のうち、「自立した自治体経営」の柱となる取り組みが「中核市移行」です。中核市移行に伴い必置となる保健所についても、今月、整備の基本方針となる「鳥取市保健所設置基本構想」を策定することとしています。本構想では、県と連携して切れ目ない業務執行体制を構築するとともに、駅南庁舎を健康・環境衛生・子育て等の総合支援の拠点と位置づけ、鳥取保健所が従来対応してきた地域の保健医療・環境衛生の業務に加え、基礎自治体として長年担当してきた健康づくりや妊娠、出産、子育て等、関連する業務を包括的に実施することを明記したいと考えています。これに関連して、今議会に保健所等の基本レイアウト案の作成など調査業務経費の債務負担行為を提案しています。

# 2. 本庁舎建設の推進

本庁舎の建設について、先月23日、設計業者を選定する公開プレゼン テーションとヒアリングを行い、共同企業体の代表企業に応募していただ いた6者の中から、株式会社久米設計大阪支社が選定されました。現在、 同時に選定された構成員となる市内企業との共同企業体の結成協議が進め られており、結成され次第、別に選考したオフィス環境整備業務の請負業 者とも調整を図り、最大限経費の縮減に努めながら、市民の安全・安心の 拠点となる防災機能やコミュニティ機能の充実などを具体化する設計に取 り掛かることとしています。

新庁舎建設は、本市が中核市となり、将来にわたって山陰東部圏域が一体的に発展を続ける礎となる取り組みです。華美とせず、質実な中にも機能的で、鳥取市のシンボルとして市民に親しまれる庁舎となるよう、引き続き、議会や市民の皆さんと一緒になって事業を進めてまいりたいと考えています。

## 3. 雇用拡大と所得向上

鳥取県東部の有効求人倍率は、昨年12月に1倍を超えてから、本年10月の1.17倍まで堅調に推移していますが、職種別では、経理などの事務分野が0.29倍、機械・金属等の生産工程における分野が0.69倍となるなど、依然、課題が残っています。また、正規社員の求人も、上昇傾向にはあるものの、0.59倍と1倍を大きく下回っており、厳しい状況にあります。

このような中、本市が立て続けに誘致を実現した企業において、操業開始に向けた準備が進んでいます。

事務の分野では、株式会社ラシックが、来年4月から新事務所の建設に着手される予定と聞いていますし、製造業では、今井航空機器工業株式会社、株式会社源吉兆庵、共和薬品工業株式会社、株式会社イナテックが、すでに工場建設に着手しており、来年春から順次、操業開始となる見通しです。このほか、来年3月の完成に向けて造成工事に取り組んでいる布袋工業団地でも、株式会社ササヤマ、マルサンアイ株式会社が順次、工場建設に着手することも決まっています。

これら誘致企業において、すでに100人を超える求人が出されており、 平成29年の夏頃までは大規模な正規雇用の機会が切れ目なく創出される ものと考えています。

本年8月10日には、地域再生法が改正され、東京23区内にある本社機能の地方移転や、地方で本社機能を拡充する事業者について、税制優遇措置が受けられるようになりました。本市としても、いち早くこの制度を活用することで、残る工業団地への企業誘致を実現すべく、今議会に「鳥取市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例案」を提出しており、今後も、正規雇用者数の拡大や住民の所得向上に向けた取り組みを強力に推進していく所存です。

## 4. 移住定住支援の拡充

平成18年9月に、「鳥取市定住促進・Uターン相談支援窓口」を開設して以降、本市への移住者が、905世帯、1,804人に達しています。

この移住定住の流れを加速させるため、移住希望者に寄り添った、きめ細かな移住・定住支援策にさらに力を入れてまいります。

来年1月10日には、鳥取市版「移住・交流情報ガーデン」を、鳥取駅前にオープンする運びとなりました。「移住定住コンシェルジュ」3名が常駐し、お試し定住者や移住希望者と住宅業者や求人企業との橋渡しなど、きめ細かい相談に当たることとしており、多くの方の鳥取への移住を実現してまいります。

この取り組みに合わせて、官民連携による移住支援体制も強化します。 10月23日、移住後の住居や就職、子育て、介護など、重層的な相談支援が進められるよう、子育て支援団体や公共職業安定所、宅建協会、大学、金融機関などと連携して「ふるさと鳥取市・回帰戦略連絡会」を立ち上げました。市民一丸となった移住定住を進め、「選ばれるまち、住みたいまち」の実現を目指します。

## 5. 鳥取砂丘を活用した観光戦略

本年9月、民間会社が提供する旅などをテーマにしたウェブマガジンで、砂の美術館が、「海外からも注目される日本の美術館7選」に選ばれました。砂像の壮大なスケールの中に存在する、儚くも美しい砂アートが織りなす世界観が、国内外を問わず旅行者の感動を呼び、高い評価をいただいたものと受け止めています。

更に、10月には、鳥取砂丘の市営駐車場において世界中で有名な「ス

ター・ウォーズ」のキャラクター砂像の展示も始まり、多くのマスメディアに取り上げられました。鳥取砂丘と砂像の魅力が、世界規模になった証であると思っています。今月12日からは、「鳥取砂丘イリュージョン2015」も始まる予定であり、鳥取砂丘一帯が一層華やかに彩られます。国内外の注目度が高まる中、今後も効果的な情報発信に努め、国内外からのビジターによる鳥取県東部圏域の周遊型観光の活性化と滞在型観光の推進に繋げてまいります。

## 6. 都市緑化の機運醸成

本年10月3日、金沢地区の「金沢ふれあい公園」がリニューアルオープンしました。この公園は、アイデアコンテストで採用されたデザインを参考に整備を進めるとともに、湖南地区の皆様、約200人による芝生化を実施し、市民と行政との協働で造り上げたものです。雄大な湖山池を一望できるロケーションで、誰でも気軽に立ち寄れ、グラウンドゴルフなどのスポーツや、散策、デイキャンプが楽しめます。市民の健康増進と憩いの場が新たに加わったことにより、豊かな水と緑あふれる湖山池一帯の魅力がさらに増したものと考えています。

この取り組みをはじめとする公園などの芝生化や、一昨年行われた全国都市緑化とっとりフェアの開催を契機としたナチュラルガーデンの整備など、都市緑化の取り組みも一定の進捗を見せています。今後は、この機運を一層高めるべく、市制施行130周年に当たる平成31年度に、「全国『み

どりの愛護』のつどい」開催誘致に挑戦します。

緑の保護育成を行う団体関係者などが全国各地から一堂に集うこの大会を通して、鳥取にいながら緑化活動の第一線で活躍する方々から、直接 先進事例を学べることは、本市の都市緑化の流れをさらに加速させるもの と確信しており、県と連携しながら、積極的に誘致活動を展開してまいり ます。

## 7. 快適な衛生環境の維持

鳥取県東部広域行政管理組合が河原町国英地区に計画している新たな可 燃物処理施設の建設は、本市はもとより、県東部圏域の喫緊の課題であり ます。

国英地区地元関係集落に対しては、事業説明会、先進施設の視察など、 この事業の理解を深めていただく取り組みをきめ細かに行いながら、東部 圏域1市4町の首長が揃って事業推進をお願いし、現在までに1集落を除 く13集落から事業同意をいただいています。

ごみ焼却施設建設差止訴訟については、本年10月21日、広島高等裁判所松江支部において、第一審に引き続き東部広域の主張が認められ、「本件控訴を棄却する」旨の判決がありました。これを受け、原告集落は、11月4日、上告を断念され、4年余り続いた裁判は終結したところです。

現在、組合管理者として、当該集落に対し、話し合いの機会を早急に設けていただくようお願いしており、本市としましても、鳥取県東部広域行

政管理組合を構成する4町と一丸となって、事業推進について理解を深めていただく努力を重ね、建設同意をいただけるよう誠心誠意取り組んでまいります。

#### 8. 議案の説明

それでは、本定例会に提案いたしました諸議案につきまして説明申し上 げます。

議案第138号から議案第151号までは、一般会計及び特別会計並び に企業会計の補正予算でありまして、ただいま申し述べました取り組みな ど重点的に実施する事業の経費を計上したものです。

議案第152号は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、必要な事項を定めるため、新たに条例を制定するものです。

議案第153号は、地域再生法に基づく、本市の指定地域に本社機能等の移転・拡充を行う事業者に対する税制優遇措置として、固定資産税の不均一課税を実施するに当たり、必要な事項を定めるため、新たに条例を制定するものです。

議案第154号は、地方税法の一部改正に伴い、徴収猶予に係る市の徴収金の分割納付等の方法等を定めるとともに、紙巻たばこ三級品に係る市たばこ税の税率の見直し等、所要の整備を行うため、関係する条例を一部改正するものです。

議案第155号は、厚生年金保険法等の一部改正に伴い、非常勤消防団員等に係る公務上の災害に係る年金等の補償について、これまでの共済年金の取扱いを厚生年金と同様とするなど、所要の整備を行うため、関係する条例を一部改正するものです。

議案第156号は、鳥取市東郷児童館を公私連携保育所へ移行するに当たり、児童館としての位置づけを廃止する必要が生じたため、関係する条例を一部改正するものです。

議案第157号は、国民健康保険料の普通徴収に係る納期の改定を行うとともに、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の施行に伴い、届出書及び申請書の記載事項について所要の整理を行うため、関係する条例を一部改正するものです。

議案第158号は、鳥取市簡易水道事業の水道料金を改定するため、関係する条例を一部改正するものです。

議案第159号は、建築基準法の一部改正に伴い、鳥取市建築審査会の 委員の任期を定めるため、関係する条例を一部改正するものです。

議案第160号は、空家等対策の推進に関する特別措置法の施行に伴い、 市が行う措置等の内容の見直しなど、所要の整備を行うため、関係する条 例を一部改正するものです。

議案第161号は、勤労青少年福祉法の一部改正に伴い、引用条文を削除するため、関係する条例を一部改正するものです。

議案第162号は、鳥取市立病院が居宅サービス事業及び介護予防サー

ビス事業を実施するに当たり、所要の整備を行うため、関係する条例を一 部改正するものです。

議案第163号は、辺地対策事業債の活用を計画している事業を、辺地に係る公共的施設の総合整備計画に位置づけるに当たり、必要な議決を求めるものです。

議案第164号から議案第191号までは、指定管理者の指定に関する 議案です。厳正に審査した結果、鳥取市介護老人保健施設やすらぎの指定 管理者として、社会福祉法人あすなろ会を指定するなどの41施設につい て指定管理者を定めるため、それぞれ必要な議決を求めるものです。

議案第192号は、消防ポンプ自動車2台を新たに購入するに当たり、 必要な議決を求めるものです。

議案第193号及び議案第194号は、鳥取市立青谷中学校教室棟改築 (建築)工事及び鳥取市立気高中学校校舎改築(建築二工区)工事に係る 請負契約を締結するに当たり、それぞれ必要な議決を求めるものです。

議案第195号及び議案第196号は、市道の認定及び変更に当たり、 それぞれ必要な議決を求めるものです。

議案第197号は、昨年12月3日に発生しました公用車の人身事故に 係る損害賠償の額及び和解について、必要な議決を求めるものです。

報告第23号は、市内の中学校において、サッカー部員が蹴ったボールが防球ネットを越え、駐車中の車両を破損した物損事故の損害賠償の額及び和解について、平成27年10月9日に専決処分しましたので報告する

ものです。

報告第24号は、住宅新築資金等貸付金の返還金の支払い及び訴訟費用の負担を求める訴えの提起について、平成27年10月20日に専決処分しましたので報告するものです。

報告第25号は、市内の学校給食センターの駐車場において、倉庫のドアが外れ、駐車中の車両を破損した物損事故の損害賠償額及び和解について、平成27年10月21日に専決処分しましたので報告するものです。

報告第26号は、伏野地内で信号待ちをしていた公用車が発進しようとしたところ、同じく前方で信号待ちをしていた車両と接触した物損事故の損害賠償額及び和解について、平成27年10月30日に専決処分しましたので報告するものです。

報告第27号は、宅地取得資金貸付契約の償還金に係る連帯保証債務の 履行に係る訴訟提起前の和解について、平成27年11月2日に専決処分 しましたので報告するものです。

報告第28号は、住宅新築資金等貸付金の返還金の支払い及び訴訟費用の負担を求める訴えの提起について、平成27年11月18日に専決処分しましたので報告するものです。

以上、今回提案いたしました議案につきまして、その概要を説明申し上 げました。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。